

障害福祉サービス 重要事項説明書

当事業所は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定を受けております。

(第2510100197号)

当事業所はご利用者に対して指定障害福祉サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明致します。

※当サービスの利用は、障害をお持ちの方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
5. 居宅介護サービスの利用に関する留意事項	6
6. 苦情の受付について	7
7. 緊急時等における対応方法	7
8. 秘密保持	8

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社まごころ
- (2) 事業所名 まごころはあとヘルパーステーション
- (3) 所在地 大津市桜野町1丁目17番15号
- (4) 電話番号 077-527-5306 F A X 077-527-3079
- (5) 代表者氏名 代表取締役 八田 泰寛
- (6) 設立年月日 2005年12月1日設立

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護事業所・指定重度訪問介護事業所
- (2) 目的 株式会社まごころが開設する、まごころはあとヘルパーステーションが行う指定障害福祉サービス事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が、障害をお持ちの方に対し、適正な居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護等」という）を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 まごころはあとヘルパーステーション
- (4) 事業所管理者氏名 余語 奈緒美
- (5) 当事業所の運営方針
 - ①事業所の居宅介護員等は、障害をお持ちの方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴・排泄・食事

の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(6) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業（介護保険）もあわせて実施しています。

【訪問介護等事業】 指定事業所番号 第 2570103065 号

(7) 通常の事業の実施地域 大津市（膳所、中、中第二、比叡、比叡第二地域包括支援センター地域）、京都市（山科地域包括支援センター地域）

* 上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(8) 営業日及び営業時間 月～土 8時30分～17時30分

* 日・祝日、12/30～1/3 は休み。

* 時間外、サービス提供日、サービス提供時間外、日曜・祝日、12/30～1/3 も相談に応じる。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護等サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1 名		従業者の管理及び業務の管理を行うと共に従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
2. サービス提供責任者	2 名	名	事業所に対する障害福祉サービスの利用申し込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術、助言指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。
3. 訪問介護員	名	名	居宅介護サービスの提供にあたる。
(1) 介護福祉士	名	名	
(2) 訪問介護養成研修 1 級課程修了者	名	名	
(3) 訪問介護養成研修 2 級課程修了者	名	名	

(令和 年 月 日現在)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供致します。

○居宅介護等サービス

また、それぞれのサービスについて

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が障害者自立支援から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |

があります。

（１）介護給付費の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の９割が障害福祉サービス費から給付されます。

サービスの概要＜居宅介護＞

○身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

○家事援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

○ 通院等の介護

病院への付添など屋内外の移動などの介助を行います。

＜主たる対象者＞

１＞ 居宅介護事業（身体障がい者・知的障がい者）

２＞ 重度訪問介護事業（身体障がい者・知的障がい者）

【居宅介護】

①身体介護

○入浴介助

…入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）など行います。

○排泄介助

…排泄の介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○その他の介助

…プールでの介助や自宅、事業所での見守り・付添い介助を行います。

②家事援助

○調理

…ご利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご利用者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引出しや預け入れは行いません。）

③通院等介助

○ 通院等介助

…病院への付添など屋内外の移動などの介助を行います。

【重度訪問介護】

○食事・排泄等の介護（見守り）その他外出する際に必要となる援助

○移動時の介護（見守り）及びその他外出際に必要となる援助

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅介護等計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

それぞれのサービスについて、その内容と平常の時間帯（午前８時から午後６時）での料金は下記のとおりです。

<居宅介護>（R6.4.1 現行報酬体系）

身体介護	サービスに要する時間	30 分 未 満	1 時 間 未 満	1 時 間 以 上 1 時 間 3 0 分 未 満	3 時 間 以 上 (30 分 増 す 毎 に)
	利用料金	2,713 円	4,282 円	6,222 円	9,762+879 (87 円)
	利用者負担(1割)額	271 円	428 円	622 円	976+87 円
通院介護	サービスに要する時間	30 分 未 満	1 時 間 未 満	1 時 間 以 上 1 時 間 3 0 分 未 満	3 時 間 以 上 (30 分 増 す 毎 に)
	利用料金（身体伴う）	2,713 円	4,282 円	6,222 円	9,762+879 (87 円)
	利用者負担(1割)額	271 円	428 円	622 円	976+87 円
	利用料金 （身体伴わない）	1,123 円	2,088 円	2,915 円	3,657+731 (1 時 間 以 上 30 分 増 す 毎 に)
	利用者負担(1割)額	112 円	208 円	291 円	365+73 円
家事援助	サービスに要する時間	30 分 未 満	30 分以上 45 分 未 満	45 分以上 60 分 未 満	1 時 間 以 上 1 時 間 15 分 未 満
	利用料金	1,123 円	1,621 円	2,088 円	2,533 円
	利用者負担(1割)額	112 円	162 円	208 円	253 円
	サービスに要する時間	1 時 間 15 分 以 上 1 時 間 3 0 分 未 満	1 時 間 半 以 上 (15 分 増 す 毎 に)		
	利用料金	2,915 円	3,296+371 円		
	利用者負担(1割)額	291 円	329+37 円		
※緊急時対応加算（月２回迄）100 単位/回					

< 重度訪問介護 > (R6. 4. 1 現行報酬体系)

サービスに要する時間	1 時間未満	1 時 間 以 上 1 時 間 3 0 分 未 満	1 時 間 3 0 分 以 上 2 時 間 未 満	2 時 間 以 上 2 時 間 3 0 分 未 満
利用料金	1, 971 円	2, 936 円	3, 911 円	4, 886 円
利用者負担(1 割)額	197 円	293 円	391 円	488 円
サービスに要する時間	2 時 間 3 0 分 以 上 3 時 間 未 満	3 時 間 以 上 3 時 間 3 0 分 未 満	3 時 間 3 0 分 以 上 4 時 間 未 満	4 時 間 以 上 8 時 間 未 満
利用料金	5, 861 円	6, 826 円	7, 801 円	8, 702 円 30 分増すごとに+90 円
利用者負担(1 割)額	586 円	682 円	780 円	876 円 30 分増すごとに+90 円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆平常の時間帯（8時から18時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、支給限度額の範囲内であれば、障害者自立介護給付の対象となります。

- ・早朝（6時から8時まで）：25%
- ・夜間（18時から22時まで）：25%
- ・深夜（22時から6時まで）：50%

☆2人の居宅介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意のうえで、通常料金の2倍の料金を頂きます。

< 加算 > (居宅介護)

福祉・介護職員等処遇改善加算	介護現場で働く職員の給与のベースアップへつながるよう厚生労働省が定めた要件を満たした場合に算定される加算です。令和6年6月から（旧）介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。	経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士30%以上等）	加算Ⅰ 41.7%
		改善後の賃金年額440万円以上が1人以上・職場環境の更なる改善、見える化の実施	加算Ⅱ 40.2%
		資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	加算Ⅲ 34.7%
		職場環境の改善（研修の実施、賃金体系の整備等）加算率の1/2以上を月額賃金で配分（ベースアップ）	加算Ⅳ 27.3%

＜加算＞（重度訪問介護）

福祉・介護職員等処遇改善加算	介護現場で働く職員の給与のベースアップへつながるよう厚生労働省が定めた要件を満たした場合に算定される加算です。令和6年6月から（旧）介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。	経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士30%以上等）	加算Ⅰ 34.3%
		改善後の賃金年額440万円以上が1人以上・職場環境の更なる改善、見える化の実施	加算Ⅱ 32.8%
		資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	加算Ⅲ 27.3%
		職場環境の改善（研修の実施、賃金体系の整備等）加算率の1/2以上を月額賃金で配分（ベースアップ）	加算Ⅳ 21.9%

☆障害者自立支援給付の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）障害者自立支援給付の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 障害者自立支援給付の支給限度額を超えるサービス

障害者自立支援給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

② 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費（1kmあたり16円）をいただく場合があります。

③ その他の費用

- ・ご利用者の居宅にて提供するサービスに要する、水道・ガス・光熱費についてはご利用者負担となります。
- ・ご利用者の食費・おやつ代・コピー代等のご利用者負担となります。
- ・公共・娯楽施設等における利用料は全てご利用者負担となります。
（付添いヘルパー分も含む。）
- ・地域外・公共交通機関や有料道路・有料駐車場における利用料は全てご利用者負担となります。
（付添いヘルパー分も含む。）

☆【初回加算】

利用初回月のみ、2,120 円（利用者負担：1 割負担）で算定します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１），（２）の料金・費用は、次のとおりお支払い下さい。

居宅介護—１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払い下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

（４）利用の中止，変更，追加

○利用予定日の前々日 12 時以降，ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に出して下さい。尚、当日キャンセル（災害時、特別警報発令により訪問が困難な場合を除く）はキャンセル料を頂戴致します。

※利用予定日の前々日 12 時まで・・・不要

利用予定日の前々日 12 時以降 前日 17 時半まで・・・当日利用料金 50％（請求 10 割負担額）

利用予定日の前日 17 時半以降・・・当日利用料金 100％（請求 10 割負担額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び居宅介護員の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議致します。

5. 居宅介護等サービスの利用に関する留意事項

①サービス提供を行う居宅介護員

サービス提供時に、担当の居宅介護員を決定致します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の居宅介護員が交替してサービスを提供致します。

②居宅介護員の交替

ア．ご利用者からの交替の申し出

選任された居宅介護員の交替を希望する場合には、当該居宅介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して居宅介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の居宅介護員の指名は出来ません。

イ．事業者からの居宅介護員の交替

事業者の都合により、居宅介護員を交替することがあります。

居宅介護員を交替する場合はご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものと致します。

③サービス実施時の留意事項

ア．定められた業務以外の禁止

居宅介護等サービスの利用にあたり、ご利用は「４．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することは出来ません。

イ．居宅介護等サービスの実施に関する指示・命令

居宅介護等サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は居宅介護等サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものと致します。

ウ．備品等の使用

居宅介護等サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。居宅介護員が事業所に連絡する際、携帯電話の電波が届かない等の理由により使用できない場合は、電話の使用をさせていただきます。

④サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求致します。

⑤居宅介護員の禁止行為

居宅介護員は、ご利用者に対する居宅介護等サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ ご利用者の家族等に対する居宅介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情・虐待の防止に関する責任者及び受付

①当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○相談・苦情・虐待受付担当者 前川 貴志（取締役）080-4081-5713
野村 茂年（本部長）090-3849-0993
余語 奈緒美（管理者）077-527-5306

○受付時間 月曜日～土曜日 ８：３０～１７：３０

○第三者委員 担当者 遠藤 貢 090-5248-1445

②苦情処理の流れ

- １．サービス利用者（家族）からの相談・苦情の申し出
- ２．相談・苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- ３．受け付けた相談・苦情及びその改善状況等責任者へ報告・助言。必要があれば第三者委員への報告・助言。
- ４．それでも解決できない場合は、滋賀県社会福祉協議会へ苦情を申し出る。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 大津市福祉部障害福祉課 : 077-528-2745
- ・ 山科区福祉部障害支援課 : 075-592-3222
- ・ 京都府福祉サービス運営適正化委員会 : 075-252-2152
- ・ 滋賀県運営適正化委員会 : 077-567-4107

7. 緊急、事故発生時等における対応方法

1. 居宅介護員は、居宅介護等を実施中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。ヘルパーが、管理者（8:30～17:30：余語 奈緒美 以外の時間帯は、前川貴志、野村茂年）に報告しなければならない。（連絡先は第6条1項参照）
2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。
3. 事業所は、ご利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 秘密保持

1. 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。
2. 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
3. 事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ています。

9. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底に努めるため、感染症対策委員会を設置し、6か月に1回会議を開催すると共に指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）等を実施します。

10. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅介護サービスが継続的に提供できる対策を構築するための業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）等を実施します。

11. 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会及び責任者を配置する等必要な体制の整備を行うと共に、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保します。また、障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者は、都道府県の実施する虐待防止研修の受講に努めます。

12,身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、利用者の身体拘束等の適正化のため、委員会及び責任者を配置する等必要な体位性の整備を行うと共に、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保します。

13,本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めます。

年 月 日

本書面にに基づき、重要事項を説明しました。

株式会社まごころ

まごころはあとヘルパーステーション

説明者 _____

本書面にに基づき、重要事項の説明・交付を受け、これを承諾します。

利用者 住 所 : _____

氏 名 : _____

家 族 住 所 : _____

氏 名 : _____

代理人 住 所 : _____

氏 名 : _____

(※利用者との関係 : _____)